（その１）

収　支　報　告　書

※該当箇所に［レ］すること。

政治団体の区分
□ 政党
□ 政党の支部
□ 政治資金団体
□ 政治資金規正法第１８条の２第１項の規定による政治団体
レ その他の政治団体
□ その他の政治団体の支部
活動区域の区分
東京都内

〒１０６－００３２

1　主たる事務所の所在地　　東京都港区六本木６－１２－４
六本木ヒルズレジデンスＤ１０３

（ふりがな）　　とびたてしもむらはくぶんせいけいじゅく

2　政治団体の名称　　トビタテ下村博文政経塾

3　代表者の氏名　　吉原　健正

4　会計責任者の氏名　　吉原　健正

5　令和 7 年分

団体コード	0 3 3 0 0 8 0 9 2 0 0 0 1 0
前年繰越額	11，11１円

事務担当者の氏名　吉原 健正

電話番号　090-3107-2704

受付	審査	確認
	／	
消込	パンチ	照合
済		

6055号
8.6.-1
東京都選挙管理委員会
事務局

100990

資金管理団体の指定の有無
□ 有　レ 無
公職の種類　　（現・候）
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
□ 政治資金規正法第１９条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
レ 政治資金規正法第１９条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名　下村　博文
公職の種類　衆議院議員　（現・候）

（※）資金管理団体の指定の期間
令和　年　月　日から
令和　年　月　日まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消しをした場合のみ記入のこと。

（※）国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和　年　月　日から
令和　年　月　日まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入のこと。

（その２）

収　支　の　状　況

都団体用

項　　目	金　額
Ⅰ 収　入　総　額　(1)～(2)の計	561,203
(1) 前年からの繰越額	111,111
(2) 本年の収入額　１～６の計	450,092
1 個人の負担する党費又は会費	
(党費又は会費を納入した人の数)	人
2 寄附　(1)～(2)の計	450,000
(1) 寄附の区分　ア～ウの計	450,000
ア 個人からの寄附	450,000
(うち特定寄附)	
イ 法人その他の団体からの寄附	
ウ 政治団体からの寄附	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	
(2) 政党匿名寄附	
3 機関紙誌の発行その他の事業による収入	
(1) (３のうち特定パーティーの対価に係る収入)(1000万円以上の政治資金パーティー)	
(2) (３のうち政治資金パーティーの対価に係る収入)(1パーティーで1人２０万円超の支払)	
((2)のうち対価の支払いのあっせんによるもの)	
4 借　入　金	
5 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	
6 その他の収入　(1)～(2)の計	92
(1) 10万円未満のものの計	92
(2) 10万円以上のものの計	

項　　目	金　額
Ⅱ 支　出　総　額　１～２の計	0
1 経常経費の合計　(1)～(4)の計	
(1) 人　件　費	
(2) 光　熱　水　費	
(3) 備品・消耗品費	
(4) 事　務　所　費	
2 政治活動費の合計　(1)～(6)の計	
(1) 組　織　活　動　費	
(2) 選　挙　関　係　費	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費　ア～エの計	
ア 機関紙誌の発行事業費	
イ 宣伝事業費	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	
エ その他の事業費	
(4) 調　査　研　究　費	
(5) 寄附・交付金	
(6) その他の経費	

備　考

Ⅲ 翌年への繰越額　(Ⅰ－Ⅱ)	561,203

全団体提出

（その６）

(6) その他の収入

摘　　要	金　　額	備　　考
	十億 百万 千 円	
この頁の小計		（注１）１件10万円以上の収入は個別に記載し、１件10万円未満の収入は「１件10万円未満のもの」欄に一括してその合計金額を記載してください。
１件１０万円未満のもの	92	（注２）「１件10万円未満のもの」と「合計」は最終頁に記載してください。
合　　計	92	

（その７）

（１、２、３のいずれかに○をつけてください）

(7) 寄附の内訳					寄附者の区分	1.個人　2.法人・その他の団体　3.政治団体	
寄附者の氏名（又は名称）	金額			年月日	住所（又は所在地）	職業（又は代表者の氏名）	備考
吉金 健二	十億 百万 千	4 4 0 0 0 0 円		7/27	港区芝浦6-12-20-D103	会社役員	
この頁の小計		4 4 0 0 0 0					
その他の寄附							
合計		4 4 0 0 0 0					

（注１）同一者からの年間５万円超（５万１円以上）の寄附は個別に記載してください。
（注２）同一者から複数回寄附を受けた場合は、寄附をした者（団体等）ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れてください。
（注３）「その他の寄附」と「合計」の欄は、個人、法人・その他の団体又は政治団体の寄附者の区分ごとに、最終頁に記載してください。
（注４）当該政治団体の本部又は支部（選管等へ届け出たものに限る）からの交付金は、（その５）に記載してください。

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

※有無について☑してください。　　（注）有に☑の場合は「項目別区分」ごと（その18）が必要です。

(その20)

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

□　1　領収書等の写し

□　2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

□　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

□　4　確認書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和　8　年　6　月　1　日

政治団体の名称　トビタテ下村博文政経塾

会計責任者の氏名　吉永健正　印

（↓代表者については、**解散する年の収支報告書にのみ**記載すること。）

代表者の氏名　　印

(注１)　「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署してください。
(注２)　「代表者の氏名」欄は、解散する場合に、解散する年の最後の収支報告書にのみ記載してください。
(注３)　国会議員関係政治団体は、宣誓書（その２０）に記載した日付が政治資金監査報告書に記載された日付と同日か後の日付になるよう記載してください。

政治資金監査報告書

令和８年５月25日

トビタテ下村博文政経塾
代表　吉原　健正　殿

登録政治資金監査人　下村博文
登　録　番　号　第　5083　号
研修修了年月日平成30年１月29日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、トビタテ下村博文政経塾の令和７年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、トビタテ下村博文政経塾の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書等の会計帳簿は保存されていた。領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

３　業務制限

トビタテ下村博文政経塾と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、トビタテ下村博文政経塾と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上